

業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市の新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））策定支援業務委託

2 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

横浜市内

4 業務目的

横浜市立図書館が、すべての市民が居心地よく豊かな時間を過ごせる場所であるとともに、まちの魅力づくりや魅力向上に貢献していくことを目指して、これからの「横浜市立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す「横浜市の新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称）」を、令和5年度に策定する。これにあたり、主に「6 業務の概要」に示す、ビジョン策定に係る業務の支援を行う。

5 業務の背景

(1) 横浜市・横浜市立図書館の現状等

令和3（2021）年に100周年を迎えた横浜市立図書館（以下「市立図書館」という。）は、18区への図書館整備、図書館情報システムの稼働、電子書籍サービスの開始、図書取次サービスの拡充や移動図書館の拡大等を図りながら、市民の読書活動と課題解決を支える知の拠点として市民に貢献してきた。他方で、近年では、多様化する市民ニーズ、複雑化する社会課題を踏まえた図書館サービスの在り方の検討、図書館施設の老朽化や増加する図書館物流への対応等が求められている。

また、近年の公立図書館の動向を見ると、図書館が所蔵する図書・新聞・雑誌等の資料（以下「図書館資料」という。）の充実だけでなく、図書館がまちの賑わいの拠点、利用者の様々な活動の拠点となり、図書館資料と複合機能の連携による新たな価値の創出を目指した、複合的施設の整備を行う事例が複数見受けられる。

横浜市においても、今後いよいよ人口減少局面を迎え、生産年齢人口の減少、少子高齢化が更に進むと想定されている。これを踏まえ「横浜市中期計画2022～2025」¹（以下「横浜市中期計画」という。）において、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を基本戦略に掲げ、横浜に関わる様々な人・団体の皆様と共に、横浜の受け継ぐ多様な魅力を更に高め、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指し、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環へつなげていくことを目指している。

市立図書館についても、「子育て世代をはじめとした全ての市民が居心地よく豊かな時間を過ご

せるよう、地域の特色を踏まえて子育て支援や市民活動支援などの機能を融合し、市民の学びの環境を充実させるとともに、まちの魅力づくりにも貢献していく」としている。

市立図書館が、横浜市民の豊かな生活の実現と社会課題の解決に貢献するとともに、既存の価値観や取組の枠にとらわれず、時代の変化に合わせた「新たな図書館像」を描いていくことが今、求められている。

(2) 市立図書館の課題

ア 「まちの賑わい創出」、「子育て支援」や市民の「活動・交流」への貢献

知の拠点としての役割にとどまらず、「居心地の良さ」や「賑わいの創出」、「子育て世代を惹きつける魅力」といった要素が求められてきていることから、これまで図書館を利用したことのない層への訴求や、図書館以外の公共施設や民間施設との機能融合による新たな魅力づくりといった視点を踏まえながら、新たな図書館像を検討する必要がある。

イ 課題の解決への貢献と協働・共創に向けた取組

市立図書館はこれまで「課題解決にむけた地域の情報拠点」として、地域情報の収集や提供に努めてきた。地域の皆様それぞれが地域の身近な課題解決の担い手として、地域課題に取り組んでいただけるように、「地域の情報拠点」としての機能強化を進めることが必要である。加えて、多様化・複雑化する社会課題を行政だけで解決していくことは困難であり、地域の様々な団体との「協働」や、企業をはじめとした様々な民間事業者と行政の対話により連携を深める「共創」の視点での取組も進める必要がある。

【参考】市民ボランティアの図書館での活動

市立図書館には様々な分野でボランティアが活動している（令和3年度には、読み聞かせ等のおはなし会ボランティアが16館で延べ約1,400人活動。図書修理ボランティアは14館で延べ約3,600人活動し修理冊数は約12,600冊。そのほか書架整理や環境整備等の活動もある）。図書館だけでなく、地域で活躍されている方もいる。活動に必要な図書館資料の充実や、初心者向けやスキルアップの講座等への要望が市立図書館に寄せられており、活動を支援し、また協働により地域の読書環境を豊かなものにしていくよう取り組む必要がある。

ウ 図書館サービスの充実

開館時間の延長、電子書籍はじめ紙媒体以外の多様なメディアへのアクセス、郵送による貸出の全市展開、移動図書館を含むアウトリーチサービスの充実、障害のある方や外国につながる方など読書や図書館の利用に困難を伴う方へのサービスの充実等、多様化する市民ニーズへの対応が求められている。経費・人材等、限られた資源を効率的に活用しながら、サービスの充実を図る必要がある。

エ 図書館サービス（貸出・返却等）拠点の充実

横浜市では、各区1か所の図書館に加え、移動図書館（2台体制で市内30か所を巡回）、図書取次所（市内11か所で予約した図書の貸出・返却が可能）を設置している（令和5年1月時点）が、図書館の増設や、より身近な場所で、手軽に図書館サービスを受けたいとの市民の皆様からの声が継続して寄せられている。

オ 貸出・返却・予約等の業務及び図書物流の効率化

市立図書館の登録者数は約 88 万人（対人口比約 23%）、貸出冊数は約 1,095 万冊、予約冊数については約 347 万冊（統計数値は令和 4 年 3 月 31 日現在または令和 3 年度年間の数値）であり、登録者数、貸出冊数、予約冊数ともに政令市図書館最多である。市立図書館では、図書館、図書取次所のいずれでも図書の貸出・返却が可能であり、それに伴う図書館資料の物流量・業務量も大きくなっている。「ウ 図書館サービスの充実」「エ 図書館サービス（貸出・返却等）拠点の充実」にあたっては、併せて物流・業務への影響を予測し、効果と将来に渡る実効性を見据えながら、検討していくことが必要である。

カ デジタル技術への対応と I C タグ導入の検討

デジタル技術を理解し、デジタルリテラシー向上の機会を提供することや、新たな技術にも目を配り、利用者サービス向上と業務効率化につなげることも必要である。また、他自治体では I C タグの導入により、貸出・返却・予約受取のセルフ化による利用者のプライバシーの保護と、業務効率化、利用時間の拡大による利用者サービス向上の事例等がある。I C タグの導入にはタグ貼付や機器設置等の初期投資と導入後の維持経費が必要となる。導入経費と効果を踏まえた検討が必要である。

キ 管理運営手法の評価・今後の方向性の検討

市立図書館は指定管理（1 館：平成 22 年度導入）、窓口業務等委託（4 館：平成 22・23・令和 4 年度導入）、直営（13 館）の 3 つの手法で管理運営を行っている。導入からこれまでの状況を評価した上で、市民ニーズに的確に応える、図書館の効率的・効果的な管理運営の在り方について整理することが必要である。

ク 図書館資料の将来に渡る適正な収集・保存の確保

市立図書館には、約 400 万冊を超える蔵書がある。「横浜市立図書館資料収集方針」²及び「横浜市立図書館資料収集基準」³に基づき、各図書館においては地域の特徴を踏まえた収集、中央図書館においては専門的領域にも踏み込んだ収集を行い、市立図書館全体として、ジャンル・レベルともに幅広くバランスのよい蔵書の構築を目指している。また、中央図書館が保存のセンター的な役割を果たすこと、収集した資料は「原則として永年保存」という考えのもと、原則として市立図書館全体として最後の 1 冊となった図書館資料は中央図書館で保存を行ってきた。しかしながら中央図書館は平成 6 年の開館から 30 年近くが経過し、書庫のスペースが少なくなってきた。受け入れた図書館資料のデジタルアーカイブへの移行、電子書籍（市立図書館では令和 3 年 3 月からサービスの提供開始）等デジタルの活用、あるいはその他の媒体で作成された情報への対応も念頭に置いた上で、後世に活用される図書館資料の適正な保存について、将来を見越した収容能力や適正な保存環境の確保が必要である。

ケ 市立図書館再整備の方向性の検討

市立図書館は築年数 40 年を超えるものが 6 館あり、施設老朽化への対応が課題である。各図書館の築年数や老朽化の状況、市民ニーズや周辺のまちづくりの動向等を踏まえ、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」⁴との整合を図りつつ、リニューアルや建替え等を計画的に行っていく必要がある。

※「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」：社会保障経費の増大と歳入減少等の厳しい財政状況を見据え、公共建築物全体で総床面積の 1 割縮減（2065 年度まで）を目標に掲げている。

コ 司書人材の育成・能力の向上

本市には、政令市図書館として最多となる 186 名の司書が勤務している（令和 4 年 5 月時点）。図書館が知の拠点としての機能を果たすため図書館資料の収集やレファレンスによる調べもの支援等従来からの専門性向上はもちろんのこと、読書活動推進のコーディネーターとしての役割を果たすことも念頭に「司書職人材育成計画」⁵（令和元年改定）に基づいた研修の立案や人材育成を進めている。図書館が地域情報のハブとしての役割を果たし、本市の局・区と連携、地域との協働や民間企業との共創の取組を進め、また視覚に障害がある方や外国籍の方など読書に困難がある方への対応、技術進展に伴う情報格差への対応等、社会情勢や多様化するニーズに対応した継続的な能力向上が求められている。

現在、本市職員として採用された司書と、指定管理者が雇用する司書それぞれによる図書館の運営が行われている。期待される役割を整理し、市立図書館全体が果たすべき機能の向上を目指していくことが必要である。

(3) 市立図書館に関する近年の本市の計画等

前述の「横浜市中期計画」のほか、次の計画において図書館の取組等が位置づけられている。

ア 「第二次横浜市民読書活動推進計画」⁶（令和元年 12 月策定）

- ・図書館は、市民にとって自由に本を選び、読むことができる場であるとともに、市民の学習や課題解決のための地域の情報拠点である。
- ・読書と課題解決という従来からの知の拠点としての機能充実に加え、市民が気軽に集い、交流する「居場所」としての機能等が期待されている。
- ・地域ニーズに合わせた図書館資料の充実、地域情報の収集・情報発信、身近で便利な図書館サービスの充実、ICTの活用、インターネットを活用した情報発信、視覚障害者等が利用しやすい図書館資料・サービスの拡充にも取り組む。

イ 「第 4 期横浜市教育振興基本計画（素案）」⁷（令和 4 年 9～10 月パブリックコメント実施）

市立図書館の知の拠点としての機能を果たすことに加え、子育て世代をはじめとしたすべての市民が居心地よく豊かな時間を過ごせるよう再整備を検討し、また読書活動を推進することを目指し、次について取り組む。

- ・地域の特色に応じた再整備の在り方を調査・検討し、ビジョンを策定する。
- ・効率的な物流の仕組みを検討し、身近で便利な図書館サービスの提供に取り組む。
- ・市民の読書と課題解決に役立つ蔵書はもとより、いつでもどこでも活字に親しめる電子書籍を充実させる。
- ・ICTを活用したサービスの拡充に向け、図書館情報システムの再構築を実施するとともに、手続きのオンライン化等を進める。
- ・視覚障害者等に向けたテキストデイジーの製作、調査研究を支援するレファレンス情報の公開を進める。

ウ 「横浜DX戦略」⁸（令和 4 年 9 月策定）

「デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力あふれる都市をつくる」ことを目的とし、「デジタル×デザイン」をキーワードに、デジタル化の方針を示すものとして策定。市立図書館は令和 6 年 1 月に次期図書館情報システムの稼働を予定しており、それに合わせて次に

ついて取り組む。

- ・「あなたがいる場所が手続の場所になる」行政サービスの実現に向けて、令和6年度までに、年間受付件数上位100の行政手続きを、スマートフォン対応重点対象として100%オンライン化。その一環として図書館カードや、相互貸借資料の予約申込みのオンライン化。
- ・「先行、先進のプロジェクトを地域や都市レベルで展開・発信」として、自宅にしながら、図書館の本棚を見ているように本を選べる「Web本棚」や、AIによるあいまいな言葉からでも関連する本を検索できる機能の充実。

(4) 「図書館ビジョン（仮称）」について

(1)(2)で述べた現状や課題等を踏まえ、横浜市では、

- ・市立図書館が知の拠点としての機能を果たすこと、に加え、
- ・地域の特色を踏まえて子育て支援や市民活動支援等の機能を融合し、市民の豊かな学びの環境を更に充実させる
- ・子育て世代をはじめとした全ての市民が居心地よく過ごせる場として、図書館の在り方を調査・検討し、ビジョンを策定することとしている。

具体的には、市立図書館が果たすべき役割（在り方）を再定義した上で、基本的なコンセプトや図書館施設・サービスのアップデート、ニーズに的確に応える効率的な図書館運営の在り方、図書館職員の人材育成等について検討し、令和5年度中に策定することとしている。

なお、「図書館ビジョン（仮称）」の骨子案（以下「骨子案」という。）を令和5年3月までに作成する予定であり、同年4月に受託者に提供する。

6 業務の概要

骨子案を活用し、「図書館ビジョン（仮称）」の策定支援及び根拠となる調査・分析・検討、市民ワークショップの運営、外部有識者意見聴取の運営支援等を行う。なお、調査・分析結果や知見に基づく受託者の積極的な提案を期待する。なお5(3)の各種計画の他、本市の「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」及び「行政運営の基本方針」⁹の内容も目を通しておくこと。

(1) 調査・分析による整理・検討

5(1)(2)で述べた現状や課題等を念頭に、以下の項目について市立図書館の現状把握と課題解決に向けた取組を複数挙げ、選択肢とその条件の整理等を行うこと。実施にあたっては、本市が提供する統計や調査・検討結果のほか、受託者が持つデータ等や、公開情報等を用いたデスクトップ調査、現地調査、ヒアリング等、最適な手法を用いて行うこと。なお、追加調査やヒアリングを行う場合には詳細を事前に委託者と協議すること。また、調査・分析の項目は、受託者から提案することも可能である。

ア 現状把握と課題解決に向けた調査・分析と方向性の整理

以下について調査・分析して現状を把握し、5(2)で挙げた市立図書館の課題への対応の方向性を、条件と選択肢を示す形で整理すること。

	調査・分析項目	委託者が提供可能な情報等
(ア)	横浜市の特色及び関連計画の精査	a 市民利用施設の図書コーナーの状況調査
(イ)	<p>図書館を取り巻く環境、電子書籍、国・他都市の図書館行政の動向。先進事例（国内外4～5事例。自治体規模等に留意すること）の整理・分析</p> <p>特に次について、横浜市の特性を踏まえて参考となる事例の収集</p> <p>a 「まちの賑わい創出」、「子育て支援」や市民の「活動・交流」に貢献する図書館</p> <p>b 未利用者への訴求</p> <p>c 業務効率化、特に貸出・返却・予約業務や物流の効率化につながる取組。なお横浜市で導入した場合の導入効果と経費試算（概算）を行うこと。</p> <p>d ICタグ導入による職員配置や運用変更の傾向</p> <p>e 再整備のコンセプト、取組の方向性や複合施設の傾向</p> <p>f 複数の図書館を有する他都市における管理運営手法と各館の役割の傾向。管理運営手法の見直し・転換を行った場合はその経緯</p>	<p>a 電子書籍の現況と今後の可能性検討資料</p> <p>b 参考書籍・論文の紹介</p> <p>c 本市のICタグ導入状況・他自治体状況</p> <p>d 政令指定都市状況</p>
(ウ)	<p>市立図書館における蔵書冊数、貸出や返却冊数、入館者数、予約件数、レファレンス件数等の利用状況の推移、市民アンケート結果、運営体制、拠点の配置や利用状況等を把握したうえで市立図書館の現状・特徴・問題点、課題解決の方向性を整理・分析</p> <p>a 利用状況の推移と市民アンケートから見える課題整理</p> <p>b 各拠点の機能と役割</p> <p>c 各拠点の配置（距離から見える空白地域、公共交通機関での移動時間を加味した空白地域）及び、業務量・物流量の今後の動向</p> <p>以下3項目は、現状・問題点の整理のみとする。</p> <p>d 蔵書の特徴（現在の本市蔵書の強みの洗い出し）</p> <p>e 管理運営手法</p> <p>f 司書に期待される役割と人材育成</p>	<p>a 図書館年報</p> <p>b 利用推移（貸出・予約・登録者数）</p> <p>c 各種計画の取組と振り返り</p> <p>d 図書館の目標と振り返り</p> <p>e 市民アンケート※</p> <p>f 職員意見交換結果</p> <p>g 政令指定都市状況</p> <p>h 本市過去検討・調査¹⁰</p> <p>i 各種統計（蔵書・利用等）（月次・年次 CSV データ）</p>

※市民アンケート（令和4年度実施分）

アンケート	対象	実施時期
ヨコハマ e アンケート「横浜市立図書館のサービス及び利用状況等に関するアンケート」	横浜市内に在住・在勤・在学の15歳以上で、事前に登録した個人	令和4年11月
市立図書館団体貸出利用者アンケート (配布先：181 団体)	市立図書館の団体貸出を利用する団体	令和4年12月15日～令和5年1月15日
市立図書館グループ貸出利用者アンケート (配布先：584 グループ)	市立図書館のグループ貸出を利用する団体	
図書館ボランティア向けアンケート (期間中に図書館で活動したボランティア 【参考：全数】団体80件、個人登録284名)	市立図書館でボランティア活動している団体または個人	
子育て世代向けアンケート 【参考】市立・私立保育所、地域子育て支援拠点等に配布	市内保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点等を利用する保護者	令和5年1月

イ 調査報告書の作成

(ア) 進捗報告

報告書は委託者の求めに応じて、定期的に進捗について報告すること。

(イ) 中間調査報告書

令和5年5月末までに、アについて調査範囲の一覧と一次分析結果（概要版、詳細版）を提示すること。

令和5年6月末までに、以下の項目を含む中間調査報告書（概要版、詳細版）を作成し提出すること。

- ・調査・分析結果
- ・課題解決に向けた方向性案（条件と選択肢）

(ロ) 最終調査報告書

市民ワークショップや外部有識者意見聴取、市民意見公募等を踏まえ、令和5年10月末までに概要版及び詳細版からなる最終調査報告書を作成し提出すること。最終調査報告書はビジョン資料等として公表することを前提とするため、委託者と記載内容等を協議の上作成すること。

(2) 市民ワークショップの運営

市民の意見を踏まえた図書館像の策定とするため、市民ワークショップの運営を次のとおり行うこと。なお、市民ワークショップは、令和5年5月下旬の土日に市内4か所程度で各1回、1回につき参加者40名程度での実施を予定している。会場については委託者側で確保済みであり、借上げ費用は不要。広報、飲料の準備、問合せ対応、参加者調整等についても委託者が行う。

ア 市民ワークショップ資料の作成

- ・資料は公開を前提とし、本市と協議のうえで作成すること。
- ・資料の作成に伴う必要な調査（写真・画像の許可申請等を含む）等を行うこと。

イ 市民ワークショップの運営・進行

委託者と協議の上で、市民が描く今後 10～20 年の横浜市立図書館像を十分に把握できるように、市民ワークショップ当日の進行等の人員体制と意見交換の手法を4月末までに示すこと。また必要な人員（総合進行、グループワークの進行役等）については、委託者と協議の上で手配すること。必要な謝金支払いや消耗品・備品等の手配は、受託者が行うこととする。会場備え付けの備品等を活用する場合には、委託者と協議すること。

ウ 議事録の作成

音声を録音し、ワークショップ終了後 1 週間以内に、議事録及び議事要旨を提出すること。

エ 写真撮影

会場毎に、記録用写真及び公表用写真を撮影すること。また、公表用写真撮影時は被撮影者に許可を取ること。

(3) 外部有識者意見聴取の運営支援

学識経験者や関連分野の有識者等からの意見聴取を、個別に行う方法で開催する。この開催支援を次のとおり行うこと。6月頃までに学識経験者、図書館立ち上げ、子育て支援等の有識者から各 2 回程度、ビジョン素案の市民意見公募後に 1 回程度の開催を予定している。

なお、対象となる外部有識者等については、本市において決定する。

ア 意見聴取資料の作成

- ・資料は公開を前提とし、本市と協議のうえで作成すること。
- ・資料の作成に伴う必要な調査（写真・画像の許可申請等を含む）等を行うこと。

イ 議事録の作成

- ・音声を録音し、会議終了後 1 週間以内に、議事録及び議事要旨を提出すること。

ウ 会場運営支援及び機材準備等

- ・オンライン形式での開催になることも想定される。受託者はオンライン開催用の機器として中継機材、PC、十分な通信容量のモバイル Wi-Fi ルーター等機材一式を用意したうえで会場に設置し、安定的な配信環境を構築すること。
- ・事前の会場下見に同行するとともに、万が一、オンライン環境に係るトラブルが発生した場合には迅速に対応する等、安定的な運営に向けて万全の体制を整えること。
- ・対面開催の際、新型コロナウイルス感染症対策に必要な備品（検温機器、消毒液等）の手配は委託者で行う。受託者は備品の設置を支援すること。

(4) 「図書館ビジョン（仮称）」素案の作成支援

骨子案及び(1)～(3)を踏まえ、図書館ビジョンの素案の案を提案し、委託者と十分協議しながら素案の作成を支援すること。その際、公に配付されることを前提に、市民や関連事業者等にとってわかりやすいデザインやレイアウト等で概要及び素案冊子を作成すること。

(5) 市民意見公募実施支援

本市が図書館ビジョンの素案の市民意見公募を行うにあたり、実施支援を次のア、イのとおり行うこと。

ア 市民意見公募リーフレットイメージ案の作成

市民や関連事業者等にとってわかりやすいデザインやレイアウト等で市民意見公募のリーフレットイメージ案を作成すること。

イ 市民意見公募意見整理

市民意見公募に寄せられた市民の意見を、週に一度程度の頻度で項目別に整理し委託者に提供すること。

(6) 「図書館ビジョン（仮称）」原案の作成支援

(5)の結果等を踏まえ、新たな図書館像を示した「図書館ビジョン（仮称）」の原案の案を提案し、委託者と十分協議の上で原案を作成すること。なお、作成中に市立図書館に関連する計画の改定、調査等が行われた場合には、整合性の確保が必要になることに留意すること。

原案作成の際、公に配付されることを前提に市民や関連事業者等にとってわかりやすいデザインやレイアウト等で概要及び原案冊子を作成すること。

(7) 「図書館ビジョン（仮称）」の確定に向けた最終調整

概要及び公表用冊子ともに、原案からの変更箇所を修正し構成やレイアウト等を工夫して編集すること。その際、市民や関連事業者等にとってわかりやすいデザインとすること。

(8) プロジェクト管理

本契約締結後概ね2週間以内に履行計画書を作成し、本市担当者に事前承認を得た上でプロジェクトを推進すること。履行計画書の記載内容は次のとおりとする。

- ・業務の目的、委託業務内容
- ・WBS(作業分解図)
- ・成果物一覧
- ・マスタスケジュール
- ・体制図

(9) その他

業務実施過程において必要な資料について、委託者が必要と認めるものを作成すること。

7 統括責任者、担当者及びアドバイザー等

提案書の提出時に提出した業務実施体制については、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、委託者の承諾の上、同等以上の者と変えることができる。

(1) 統括責任者

統括責任者は、本業務に精通し十分な経験と知識を有する者として、過去に、国、地方自治体、それに準ずる団体または民間企業等において、図書館に係る「在り方検討」「基本構想」「運営計画」

等施策策定支援の経験を有するものを配置すること。

なお統括責任者は提案書を提出した事業者から選定するものとする。

(2) 担当者

担当者については、提案書を提出する事業者のほか、再委託先の担当者を選定することもできる。再委託については、委託契約約款第6条の取扱いの通りとする。

(3) アドバイザー等の選定

業務遂行にあたり、受託者は自ら選定したアドバイザー等を交えて検討することができる。なお、アドバイザー等の選定については、委託者と協議の上で決定し、受託者が連絡調整、謝金の支払いを行うこととする。

8 業務実施スケジュール（予定）

委託スケジュールはおおむね次の表「本市が想定する実施スケジュール」のとおりとし、詳細な日程は、受託者と委託者が協議して決定するものとする。

(1) 6月まで（第1四半期）

複数の業務が平行して進行するため、週1回または隔週の頻度で委託者と受託者による打合せを行うこと。打合せ内容は、「6(8)プロジェクト管理 マスタスケジュール」及び次の表「本市が想定する実施スケジュール」に基づき、各回の議事を受託者から提案し、委託者と協議のうえで議事を決定すること。

(2) 7月～3月（第2～第4四半期）

月2回程度の頻度で委託者と受託者による打合せを行うこと。議事は(1)と同様に受託者から提案し、委託者と協議のうえで議事を決定すること。

本市が想定する実施スケジュール

		令和5年									令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ビジョン策定													
素案	素案(案)協議検討	←→											
	素案(案)提示			★									
	素案提示				★								
原案	原案(案)協議検討							←→					
	原案(案)提示								★				
	原案提示									★			
公表	公表案(案)協議検討									←→			
	公表案(案)提示										★		
	公表案提示											★	
調査・分析と方向性の整理		←→											
	調査結果報告		★	★					★				
外部有識者意見聴取													
	資料作成	←→						←→					
	ヒアリング	★	★						★				
	結果まとめ・報告		★	★					★				
市民ワークショップ													
	運営検討・調整	←→											
	体制・手法提示	★											
	資料作成	←→											
	実施(市内4か所程度)		★										
	結果まとめ・報告			★									
市民意見公募													
	リーフレット案作成				←→								
	市民意見公募							←→					
	公募結果集約・分析								←→				

9 成果物の納品

「6 (8)プロジェクト管理 マスタスケジュール」及び「8 本市が想定する実施スケジュール」に基づき、委託者と協議の上定めた期日までに、次の成果物をそれぞれ納品すること。

- (1) 図書館ビジョン素案（概要、素案冊子）
- (2) 図書館ビジョン原案（概要、原案冊子）
- (3) 図書館ビジョン公表用（概要、公表用冊子）

(4) 調査報告書

- ア 中間調査報告書 詳細版・概要版
- イ 最終調査報告書 詳細版・概要版

(5) 市民ワークショップ

- ア 当日運営体制・運営手法
- イ 当日資料
- ウ 議事録及び議事要旨
- エ 写真

(6) 外部有識者意見聴取

- ア 意見聴取用資料
- イ 議事録及び議事要旨

(7) 市民意見公募用資料

- ア 市民意見公募のリーフレットイメージ案
- イ 市民意見公募意見整理

納品形式は、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint のいずれかとする。

最終成果物として、上記のデータ一式を DVD-R 等で履行期限日である令和 6 年 3 月 31 日までに提出すること。

10 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、委託者と密接に連携し、効率的な業務の進行に努めなければならない。
- (2) 委託期間中、詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、都度、委託者と協議を行い、その結果を書面にてまとめ、委託者の指示又は承認を受けることとする。
- (3) 委託者は必要に応じて業務内容を変更できることとし、この場合、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- (4) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典等は全て明確にしておくこと。本業務に関して必要となる備品類等は受託者が準備すること。
- (5) 本業務に関するデータは原則として委託者に帰属する。
- (6) 本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること。
- (7) 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- (8) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を、従前から受託者又は第三者に帰属する著作権を除き、当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (10) 本業務を履行するに際し、行政サービスの品質を維持し、法令遵守を徹底するものとする。
- (11) 本業務を履行するに際し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めることとし、ウェブ会議

の開催等柔軟に対応すること。

- (12) 本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

11 その他

契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること。

1 『横浜市中期計画 2022-2025』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/>

2 『横浜市立図書館資料収集方針』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/unei/shushu/syusyuhoshin.html>

3 『横浜市立図書館資料収集基準』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/unei/shushu/syusyukijun.html>

4 『横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>

5 『司書職人材育成計画』

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/unei/jinzaiikusei.files/0002_20190816.pdf

6 『第二次横浜市民読書活動推進計画』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/sonota/bokku/shimindokusho/nijikeikaku.html>

7 『第4期横浜市教育振興基本計画』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyoikuplan/kyouikushinko.html>

8 『横浜DX戦略』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/digitalgov/dx-strategy.html>

9 『行政運営の基本方針』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/gyosei-unei/hoshin.html>

10 本市過去検討・調査（例）

- ・『横浜市立図書館におけるサービス展開の方向性』（横浜市立大学論叢社会科学系列 2013：vol.64 No.3、藤崎晴彦・柴田典子）
- ・『駅における図書館サービス機能・条件等の基礎調査報告書 交通拠点での図書サービス強化事業』（横浜市立大学／発行、横浜市中心図書館企画運営課／調査委託、2012年1月）